

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局 長 米 山 篤 史

大臣告示に基づく賃貸住宅管理業登録制度（告示制度）の廃止について

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください

記

1. 概 要 (1) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（賃貸住宅管理業法）に基づく「賃貸住宅管理業登録制度（新制度）」が令和3年6月中旬に施行されることに伴い、「現在の『大臣告示に基づく賃貸住宅管理業登録制度』（現在の制度）」が廃止される。
(2) 令和2年6月末までに現在の制度に登録していた事業者に対しては、賃貸住宅管理業法に基づく新制度に登録する際に特例措置が設けられる。
2. 通知等資料 (1) 大臣告示に基づく賃貸住宅管理業登録制度（告示制度）の廃止について(令和3年2月15日 事務連絡)
(2) (別添)賃貸住宅管理業者登録規程等を廃止する告示
※(2)は全住協HPにも掲載。
3. 参 考 H P (1) 現行の賃貸住宅管理業登録制度(大臣告示)の廃止について～告示制度の新規登録申請の受付停止と告示制度登録業者への特例措置～(国交省HP)
https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudusan_kensetsugyo16_hh_000001_00011.html
(2) 賃貸住宅管理業法 法律、政省令、解釈・運用の考え方、ガイドラインについて(国交省HP)
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudusan_kensetsugyo/const/tochi_fudusan_kensetsugyo_const_tk3_000001_00004.html
4. 問 合 せ 先 (一社)全国住宅産業協会 担当：原田
TEL 03-3511-0611

以 上

事務連絡
令和3年2月15日

各業界等団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局参事官

大臣告示に基づく賃貸住宅管理業登録制度（告示制度）の廃止について

本日、現行の「大臣告示に基づく賃貸住宅管理業登録制度（以下、「告示制度」という。）」を廃止する「賃貸住宅管理業者登録規程等を廃止する告示」（国土交通省告示第81号。以下、「廃止告示」という。）が公布され、告示制度は「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号。以下、「法」という。）」の施行日（6月中旬予定）をもって廃止されることとなる。また、国土交通省における法に基づく登録受付体制への円滑な移行のため、廃止告示の施行に伴い、告示制度に基づく新規登録申請の受付を3月1日より停止することとする。さらに今回、告示制度の廃止に併せて、令和2年6月末までに告示制度に登録していた事業者に対し、本年6月中旬以降、法に基づく登録を受けるにあたっての特例措置を設けることとする。

貴団体におかれても、これらの趣旨・内容及び下記の事項について十分留意いただくとともに、貴団体加盟の業者に対する周知を行われたい。

記

1. 廃止告示の趣旨

本年6月中旬に予定している法の施行後は、賃貸住宅管理業者ができる限り円滑に法に基づく登録申請に着手することを可能とし、業務の継続性に支障をきたさない環境を整えることが重要であり、法施行に向け、電子申請受付システムの整備・運用など国土交通省地方整備局等における法に基づく登録受付体制の整備に、一定の準備期間が必要となる。そのため、法施行の3か月前（令和3年3月）までに、国土交通省において、告示制度に基づく新規登録業務を全て完了し、法に基づく登録受付の準備体制に移行しておく必要がある。

これらを踏まえ、別紙のとおり、廃止告示を公布した。

2. 告示制度に基づく新規登録申請の受付停止

令和3年3月1日より、告示制度に基づく新規登録申請の受付を停止する。なお、告示制

度における登録事業者の登録内容の「変更、更新」等の登録規程及び業務処理準則に係る規定については、本年6月中旬施行予定の法施行日まで従前通り取扱うこととする。

3. 告示制度に基づく登録事業者が法に基づく新規登録を受ける際の特例措置

法に基づく新規登録に際し、一定期間、告示制度に基づき適正な運用を行ってきた実績等を有する登録事業者に配慮することとし、法成立（令和2年6月末）までに告示制度に基づく登録を受けた事業者を対象に登録番号における更新回数を+1して登録を行うこととする。

○国土交通省告示第八十一号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）の一部の施行に伴い、賃貸住宅管理業者登録規程等を廃止する告示を次のように定める。

令和三年三月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

賃貸住宅管理業者登録規程等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年九月三十日国土交通省告示第九百九十八号）
- 二 賃貸住宅管理業務処理準則（平成二十三年九月三十日国土交通省告示第九百九十九号）

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、令和三年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 本則第一号による廃止前の賃貸住宅管理業者登録規程の規定及び第二号による廃止前の賃貸住宅管理業務処理準則の規定は、この告示の施行の際現に賃貸住宅管理業者登録規程第三条第一項の登録を受けている者又は登録の申請をしている者については、賃貸住宅の管理業務等の適正化に

関する法律（令和二年法律第六十号）附則第一条本文の政令で定める日まで、なおその効力を有する。